

指定管理者候補者選定対象施設一覧

適用期日：平成27年11月1日

| 所管  | 整理番号 | 施設の名称          | 現在の指定管理者 | 指定管理者制度の適用方法 |                |      |         |           | 指定管理者の選定方法 |
|-----|------|----------------|----------|--------------|----------------|------|---------|-----------|------------|
|     |      |                |          | 指定期間         | 指定管理者が行う業務の範囲等 |      |         |           |            |
|     |      |                |          |              | 維持管理           | 自主事業 | 使用許可の代行 | 利用料金制度の採用 |            |
| 企画部 | 1    | 米子市弓浜コミュニティー広場 | なし(新規)   | 3年5か月間       | ○              | ×    | ○       | 収納委託      | 公募         |

[備考]

- ・複数の施設に一つの整理番号(整理番号欄の左側の数字)を付したグループは、これらの施設に指定管理者制度を一体的に適用するもの。
- ・指定管理者に施設の使用許可を代行させるものは、併せて開館時間及び休館日の変更権限(市の承認が必要)を付与する。
- ・利用料金制度の採用欄の「収納委託」とは、利用料金を指定管理者の収入として収受はさせないが収納業務を行わせるもの。
- ・指定管理者の選定方法欄の「特定」とは、公募によらず特定の法人等を選定するもの。